

移監同意の裁判の告知について

昭和49年3月6日刑二第27号高等裁判所長官
、地方、家庭裁判所長あて刑事局長通知

標記について、法務省刑事局長に対し別紙一のとおり依頼しておりましたが、この度、別紙二のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

(別紙一)

最高裁判二第三号

昭和四十九年一月十七日

最高裁判所事務総局刑事局長 千葉和郎

法務省刑事局長 殿

移監同意の裁判の告知について

移監同意の裁判については、従来、監獄官吏か本人に対して「〇〇に移監する」旨口頭で告げるのみで、これを執行する運用が行われているようですが、移監同意も、不服申立てを許す裁判である（最高裁昭和四十六年（し）第九九号同年一一月一二日第一小法廷決定・刑事裁判集一八二号二七頁）以上、右のような運用には検討を要するところがあるのではないかと思います。

移監同意の裁判の告知方法としては、一応、その裁判書の謄本を送達する方法（刑訴規則三四条）と執行の際に裁判書原本を提示する方法とが考えられますが、移監同意の裁判は実質上勾留の裁判の一部変更という性質を有することや、告知方法につき特別の規定のない勾留期間更新決定についても、判例上原本提示の方法によるものとされていること

（最高裁昭和二三年（れ）第一八五九号同二四年四月二六日第三小法廷判決・刑集三巻五号六五三頁、昭和三五年（し）第二九号同年一〇月四日第三小法廷決定・判例時報二四七号三六頁）、急速を要する場合に備えて緊急執行（刑訴法七三条三項）のみちをあけておく必要もあること等を合わせ考えますと、勾留の裁判（刑訴法七三条）及び勾留期間延長の裁判（刑訴規則一五三条四項）の場合に準じ、原本提示の方法によるのが相当であり、かつ、この方法は、実務の運用上も、比較的容易に行うことができるのではないかと思います。つきましては、右の点につき、早急に御検討の上、しかるべき措置が執られますよう御配慮を煩わしたく存じます。

(別紙二)

法務省刑総第一一三号

昭和四十九年二月二十五日

法務省刑事局長 安原美穂

最高裁判所事務総局刑事局長 殿

移監同意の裁判の告知について（通知）

昭和四十九年一月十七日付け最高裁判二第三号をもつて依頼のあった標記の件については、このたび、法務省矯正局長及び警察庁刑事局長から、その運用につき、別紙一及び二のとおり関係機関に対し通達されたので、お知らせする。

別紙一

矯保第三三九号

昭和四十九年二月十九日

法務省矯正局長 長島敦

法務省刑事局長 殿

移監同意の裁判の告知について（通知）

本年一月三十日法務省刑総第五〇号をもつてお申し越しのありました標記の件については、別紙のとおり通達しましたので、通知いたします。

別紙

法務省矯保第三三八号

昭和四十九年二月十九日

法務省矯正局長 長島敦

矯正管区長 御中

行刑施設の長 御中

少年鑑別所長 御中

矯正研修所（支所）長（参考送付） 御中

被疑者又は被告人に対する移監同意の裁判の告知について（通達）

標記については、今後、左記の方法により統一的行うこととされたい。

なお、代用監獄から監獄に移監する場合にも同様の手続がとられることとされているので、念のため申し添える。

記

一 被疑者又は被告人（以下「被告人等」という。）に対する移監同意の裁判の告知は、移監前に移監指揮書を提示する方法によつて行うこと。ただし、移監指揮書を所持しないためこれを示すことができない場合において移監の実施につき急を要するときは、被告人等に移監同意の裁判のあつたことを口頭で告知した上、移監を行つて差し支えない。この場合には、移監先監獄（代用監獄を含む。）において、できる限り速やかに移監指揮書を提示することができるように取り計らうこと。

二 被告人等に移監指揮書を提示したときは、別紙記載例により、移監指揮書左上部欄外に、提示年月日及び提示した旨を記載し、提示者が記名押印すること。

別紙二

警察庁丙捜一発第三号

昭和四十九年二月十二日

警察庁刑事局長

法務省刑事局長 殿

移監同意の裁判の告知について

昭和四十九年一月三十日付貴法務省刑総第五十号によるみだしの依頼について、当庁においては別添通達により措置したので、参考までに送付する。

別添

警察庁丙捜一発第二号

昭和四十九年二月五日

警察庁刑事局長

本庁各局課長 殿

各参事官 殿

各管区警察局長 殿

警視総監 殿

各道府県警察本部長 殿

各方面本部長 殿

被疑者又は被告人に対する移監同意の裁判の告知について

みだしのことについては、このたび、これが取扱いを下記要領によることとし、その斉一を期すこととしたから誤りのないようにされたい。

記

告知の要領

勾留中の被疑者又は被告人を移監する場合は、原則として移監前に移監指揮書を当該被疑者又は被告人に呈示することによつて、移監につき同意の裁判があつたことを告知すること。

二 告知後の措置

上記一により移監指揮書を呈示したときは、指揮書欄外に呈示年月日及び呈示した旨を記載し、呈示者が記名押印するものとする。こと。（別添記載例参照）

三 その他

特別の事情により移監前において呈示告知ができなかつた場合は、移監先係員にその旨を連絡する等、移監後、呈示告知ができるよう措置すること。

昭和 年 月 日 呈示
呈示者官職氏名

様式第58号

移 監 指 揮 書(甲)	勾留の日 昭和 年 月 日	起訴の日 昭和 年 月 日	勾留期間 満了の日 昭和 年 月 日
年 月 日 生(歳)			
頭書被 事件について貴所に勾留されている右被 に移送されたい。			
昭和 年 月 日 検察庁 検察官 検事 殿			
右移送に同意する。			
昭和 年 月 日 裁判所 裁判長(官)			
取扱者印			

移 監 報 告 書(甲)	年 月 日 生(歳)
頭書被 事件について勾留中の右被 に移送したから報告する。	
昭和 年 月 日 検察庁 検察官 検事 殿	
注意	
本書は、移送指揮を受けた監獄の長が作成すること。	

移 監 指 揮 書 (甲)	頭書被 事件について貴所に勾留されている右被 に移監されたい。	昭和 年 月 日 検 察 官 検 察 庁 殿	昭和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 長 (官)
勾留の日 昭和 年 月 日	起訴の日 昭和 年 月 日	勾留期間 満了の日 昭和 年 月 日	年 月 日生 (歳) をすみやかに
取扱者印			

移 監 報 告 書 (甲)	頭書被 事件について勾留中の右被 に移監したから報告する。	昭和 年 月 日 検 察 官 検 察 庁 殿
年 月 日生 (歳)	は、昭和 年 月 日	
注意 本書は、移監指揮を受けた監獄の長が作成すること。		